



議題(3) 既存団地における駐車場の使用料について

駐車場使用料徴収の現状と考え方

これまで市営住宅駐車場の使用料は、平成25年以降に団地の新設や建替に伴い整備した駐車場から徴収する方針としてきたところであるが、令和3年度の包括外部監査において、受益と負担の適正化や駐車場利用者間公平性の観点から、既存団地を含めた使用料の在り方について検討が必要との意見を受け、検討を進めてきたところである。

その結果、これまでの方針に加え、舗装や区画線などが一定の整備水準を満たす既存の駐車場についても使用料を徴収することとする。

新設や建替団地から駐車場使用料を徴収する



新設や建替団地に加え、既存団地からも駐車場使用料を徴収する

<使用料>

使用料徴収の状況	団地	使用料
実施済	北彩都	(現行) 4,200円
	第2豊岡 (1・2号棟)	(現行) 3,600円
実施予定 (R8.10)	南町	(予定) 2,600円
実施予定 (時期未定)	その他の団地 (舗装や区画線が整備されたもの)	未定

<他都市の駐車場有料化状況>

道内主要都市			道営住宅 (旭川市内)	
自治体名	使用料	有料化率	団地名	使用料
札幌市	3,500~5,500円	95.2%	春光高台団地	2,950円
函館市	1,000~3,000円	89.2%	神居団地	3,570円
苫小牧市	2,000円	88%	宮下西団地	4,110円
帯広市	525~2,100円	82.1%	神楽岡ニュータウン団地	3,640円
釧路市	3,130円	67%	であえーる宮下東団地	4,240円
北見市	300~2,000円	21.9%	啓北団地 (A・B棟)	3,910円
小樽市	3,180円	100%	-	-

※駐車場使用料の積算に除雪費は含まれていない
 ※旭川市：有料化率8.2%